

工事請負契約について

市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28-1）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28-1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 639,900,000円
- 4 契約の相手方 那覇市前島2丁目9番5号
株式会社横河ブリッジ・株式会社福地組特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社横河ブリッジ那覇営業所 所長 真喜志一寛
株式会社福地組 代表取締役 福地裕吉

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28-1）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。